



福岡医発第1506号（地）
令和4年8月31日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤浩明
(公印省略)

医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について
(一部訂正)

標記の件にきまして、厚生労働省医政局地域医療計画課長並びに医薬産業振興・医療情報企画課長の連名で福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて連絡がありました。

病院や診療所等の管理者が講ずべき医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点については、令和3年8月5日付け福岡医発第1369号（地）にて修正が行われた旨をお知らせしております。

本通知は、厚生労働省組織再編に伴い留意点の一部訂正が行われたことを周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

公印省略

4医指第1268号

令和4年8月3日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会会長
一般社団法人福岡県私設病院協会会長
一般社団法人福岡県精神科病院協会会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)

医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運営上の留意点について（一部訂正）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び医療提供体制に御尽力いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、県ホームページに掲載していますこと申し添えます。

通知掲載ホームページ

福岡県ホームページトップページから「健康・福祉・子育て」>「医療提供体制」>厚生労働省等からの通知」

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kunituti2021.html>

各医師会通知



医 政 地 発0726 第1 号
医政産情企発0726 第1 号
令 和 4 年 7 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
（ 公 印 省 略 ）

医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について（一部訂正）

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の12及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条の11の規定に基づき、病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の管理者が講ずべき医療機器に係る安全管理のための体制確保のための措置（以下「安全管理体制確保措置」という。）については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日付け医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知）により通知し、その運用に当たっては、別添「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」（令和3年7月8日付け医政総発0708第1号・医政地発0708第1号・医政経発0708第2号厚生労働省医政局総務課長・地域医療計画課長・経済課長連名通知。）により留意点を付してきたところである。

厚生労働省組織再編により、本通知を下記のとおり訂正する。

記

(訂正前)

第5 その他

第1及び第4についての不明点は、医政局総務課に問い合わせること。

第2及び第3についての不明点は、医政局経済課に問い合わせること。

その他、診療用放射線の安全利用・防護に関する不明点は、医政局地域医療計画課に問い合わせること。

(訂正後)

第5 その他

第1及び第4についての不明点、診療用放射線の安全利用・防護に関する不明点は、医政局地域医療計画課に問い合わせること。

第2及び第3についての不明点は、医政局医薬産業振興・医療情報企画課に問い合わせること。

電話番号：医政局地域医療計画課 03-6812-7836

医政局医薬産業振興・医療情報企画課 03-3595-3409

以上